

# 公益社団法人 鎌倉青年会議所定款及び諸規程

## 公益社団法人鎌倉青年会議所 定款

### 第1章 総則

#### 第1条 (名称)

本会議所は、公益社団法人鎌倉青年会議所

(Junior Chamber International Kamakura Public Service Corporation) と称する。

#### 第2条 (事務所)

本会議所の事務所は、これを神奈川県鎌倉市内に置く。

#### 第3条 (目的)

本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、経済、社会、文化及び政治に関する諸問題の研究並びに社会開発の積極的な推進を行うことにより地域経済社会の健全な発展を図り、もって明るい豊かな社会の実現に寄与することを目的とし、本定款第5条に定める事業を実施する。

#### 第4条 (運営の原則)

本会議所は、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わないものとする。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しないものとする。

#### 第5条 (事業)

本会議所は、第3条の目的達成のために、次の公益目的事業を行う。

- (1) 文化及び芸術の振興を目的とする事業
  - (2) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
  - (3) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
  - (4) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
  - (5) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
  - (6) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
  - (7) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
  - (8) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、本会議所の公益目的の達成に必要な事業
2. 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。
- (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
  - (2) 国際青年会議所及び社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業
  - (3) その他前各号に定める事業に関連する事業
3. その他必要に応じて次の事業を行う
- (1) 付帯収益事業
  - (2) 本会の目的を達成するために必要な事業
4. 前項の事業については神奈川県において行うものとする

### 第2章 会員

#### 第6条 (会員の種類及び資格)

本会議所の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人

に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

鎌倉市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20才以上40才未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。

(2) 特別会員

40歳に達した年の年度末まで正会員であつて、理事会で承認された者をいう。

(3) 名誉会員

本会議所に功労がある者で、理事会で推薦した者とする。

(4) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者をいう。

2. 正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該年度の終了する日まで正会員としての資格を有する。ただし、当該年度に理事であつた者は、選任された事業年度に関し1月に開催される定時総会の終結の時まで、正会員としての資格を失わない。
3. 特別会員、名誉会員、賛助会員は本会議所の会合に参加することができる。但し、一切の表決権及び選挙権並びに被選挙権を有せず、かつ理事会の諮問がある場合に限る。本会議所の運営に関する意見を具申することができる。

第7条（会員の義務）

会員は、定款その他の規程を遵守する義務を負う。

第8条（正会員の権利）

正会員は、総会において1個の議決権を有し、本会議所の目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を平等に有する。

第9条（入会）

本会議所に入会を希望する者は、正会員2人以上の推薦により、別に定める「公益社団法人鎌倉青年会議所会員資格規程」に基づき入会申込書に署名押印して、これを提出しなければならない。

2. 入会の承認は、理事会において行う。

第10条（入会金及び会費）

会員になろうとする者は、総会の議決を経て別に定める入会金を納入しなければならない。

2. 公益目的事業費及び事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、特別会員及び賛助会員は別に定めるところに基づいて、会費を支払う義務を負う。
3. 会員は休会中であっても年会費全額を納入するものとし、退会し、又は除名された会員が納入した会費は、返還しないものとする。
4. 会費納入方法は、別に定める「公益社団法人鎌倉青年会議所経理規程」による。

第11条（退会及び休会）

退会を希望する会員は、いつでも所定の退会願を理事長に提出し退会することができる。

2. 休会を希望する会員の休会の手続等については、別に定める「公益社団法人鎌倉青年会議所休会規程」による。

第12条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、第26条第2項に規定する総会の特別決議により、これを除名することができる。

- (1) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき
- (2) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (3) 会費納入義務・例会出席義務を履行しないとき。
- (4) その他、会員として適当でないと認められたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から一週間前まで

に当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3. 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

#### 第13条（会員資格の喪失）

本会議所の正会員は、満40才に達した年度が終了した時その資格を失う。

2. 本会議所の会員は、前項に定める事由のほか、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 本会議所の解散
- (2) 退会
- (3) 死亡又は解散
- (4) 後見、保佐又は補助開始の審判
- (5) 破産の宣告
- (6) 第12条の規定による除名
- (7) 総正会員の同意

### 第3章 役員

#### 第14条（役員の種類及び数）

本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上5人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事（前各号の役員を含む） 10人以上20人以内
- (5) 監事 2人又は3人

2. 前項の理事長をもって一般社団法人・財団法人法上の代表理事とする。

#### 第15条（役員を選任）

理事は、本会議所の正会員の中から総会において選任する。

2. 監事は総会において選任する
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることは出来ない。
4. 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
5. 理事会はその決議により、理事の中から専務理事を1名、副理事長を若干名選任することができる。
6. 監事は、他の役員を兼任し、又は委員会の構成員となることが出来ない。
7. 役員を選任の方法は、別に定める「公益社団法人鎌倉青年会議所役員選任の方法に関する規程」による。

#### 第16条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本会議所の業務の執行を決定する。

2. 理事長は、本会議所を代表し、会務を統括する。
3. 副理事長は理事長を補佐する。
4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して会務を分掌する。
5. 理事会は、理事長、専務理事以外の理事の中から、業務を執行する者を選任することができる。
6. 理事長、専務理事及び第5項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### 第17条（監事の職務）

監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること。
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し意見を述べること。

- (4) 理事が不正行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に総会及び理事会の招集を請求すること。ただし、請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって、本会議所に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### 第18条（役員任期）

理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任した理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了のときまでとする。
4. 理事又は監事は、再任を妨げない。

#### 第19条（役員辞任及び解任）

役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2. 役員は、いつでも総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

#### 第20条（直前理事長等）

本会に、直前理事長及び特別理事（以下「直前理事長等」という）を置くことができる。

2. 直前理事長等の選任に関しては、第15条第1項の規定を準用する。
3. 直前理事長は前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
4. 特別理事は、理事長を経験した者がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
5. 直前理事長等の任期、辞任及び解任は第18条及び第19条の規定を準用する。

#### 第21条（報酬）

本会議所の役員及び直前理事長及び特別理事は無報酬とする。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

### 第4章 総会

#### 第22条（構成）

総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

#### 第23条（総会の議長）

総会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### 第24条（総会の種類及び招集）

総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2. 定時総会は、毎年1月及び12月、臨時総会は、理事長又は理事会が必要と認めるとき、理事長がこれを招集する。
3. 正会員の5分の1以上が会議の目的たる事項を示して総会の召集を請求したときは、理事長は1箇月以内に臨時総会を招集しなければならない。
4. 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
  - (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）
  - (3) 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限
  - (4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

#### 第25条（招集通知）

理事長は、総会の日の1週間前までに、正会員に対して、前条第4項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は、電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

2. 総会に出席できない正会員が書面で議決権を行使できることとするときは、前項の通知には、一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 総会参考書類
- (2) 議決権行使書

#### 第26条（総会の定足数及び議決）

総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の半数以上でかつ総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 一般社団、財団法人法第113条第1項に規定する役員の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認

#### 第27条（議決権の代理行使）

正会員はやむを得ない理由により総会に出席できないときは、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の正会員の代理人として代理人にその議決権を代理行使させることが出来る。この場合において、前条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

#### 第28条（書面による議決権行使）

総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することが出来ることとするときは、総会に出席できない会員は、第25条第2項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、当該議決権数を第26条の議決権の数に算入する。

#### 第29条（総会の議決事項）

この定款に別に定めがあるもののほか、次の事項は、総会の議決を得なければなら

ない。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 本会議所の解散及び残余財産処分
- (4) 理事会が総会に諮ることを適当と決定した事項
- (5) 次に掲げる規程の設定、変更及び廃止
  - ア 公益社団法人鎌倉青年会議所運営規程
  - イ 公益社団法人鎌倉青年会議所役員選任の方法に関する規程
  - ウ 公益社団法人鎌倉青年会議所会員資格規程
  - エ 公益社団法人鎌倉青年会議所休会規程
  - オ 公益社団法人鎌倉青年会議所経理規程
  - カ 公益社団法人鎌倉青年会議所慶弔規程
  - キ 公益社団法人鎌倉青年会議所文書管理規程

#### 第30条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の数を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 総会の議長が存するときは、議長の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (8) その他法令で定める事項

### 第5章 理事会

#### 第31条（理事会の設置）

本会議所に理事会を設置する。

2. 理事会はすべての理事で構成する
3. 直前理事長、特別理事、監事は理事会に出席し意見を述べる事が出来る。

#### 第32条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### 第33条（理事会の種類）

本会議所の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

#### 第34条（理事会の権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

#### 第35条（理事会の招集）

定例理事会は、毎月1回、臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事5人以上の要求があるとき、理事長がこれを招集する。

2. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び監事に対し通知しなければならない。
3. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

#### 第36条（理事会の定足数及び議決）

理事会の定足数は議決権を有する理事の過半数とし、理事会の議決は特別の利害関

係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって決する。

#### 第37条（理事会の議決事項）

理事会は、総会から委任された事項及び総会に提出すべき議案その他本会議所からの所務の執行に関する事項について議決する。

#### 第38条（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令で定める事項

2. 前項の議事録には、理事会に出席した理事長及び監事が署名若しくは記名押印しなければならない。

### 第6章 例会

#### 第39条（例会）

本会議所は、別に定める「公益社団法人鎌倉青年会議所運営規程」の定めるところにより毎月1回以上例会を開催するものとする。

### 第7章 委員会

#### 第40条（委員会の設置等）

本会議所は、第3条の目的達成のために必要な事項を研究し、審議し、及び実施するために委員会を置く。

2. 委員会の運営は、別に定める「公益社団法人鎌倉青年会議所運営規程」による。

#### 第41条（委員会の構成等）

委員会は、委員長1人、副委員長及び委員をもって構成する。

2. 委員長は正会員のうちから理事会の承認を得て理事長が任命し、副委員長及び委員は正会員のうちから理事会の承認を得て委員長が任命する。

### 第8章 管理

#### 第42条（定款その他の書類の備え付け）

理事長は、定款、規程、総会議事録及び会員名簿を本会議所事務局に備えておかなければならない。

2. 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

#### 第43条（事業報告及び決算）

理事長は、各事業年度経過後3箇月以内に次の書類を作成し、第1号、第2号及び第4号の書類については監事の作成した監査報告書を添付して、各事業年度経過後3箇月以内に定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (2) 事業報告書
- (3) (1)、(2)の附属明細書
- (4) 財産目録
- (5) 正会員名簿
- (6) 役員名簿

- (7) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
2. 前項各号に規定する書類は、当該事業年度経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
3. 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

## 第9章 事務局

### 第44条（事務局の設置）

本会議所は、事務を処理するために事務局を置く。

### 第45条（事務局長）

事務局には、事務局長1人を置くことができる。

2. 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任命する。

3. 事務局長は、事務局を統轄する。

### 第46条（細則）

前2条に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

## 第10章 資産及び会計

### 第47条（事業年度）

本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

### 第48条（資産）

本会議所の資産は、入会金、会費、寄附金、補助金及びその他の収入をもって構成する。

### 第49条（資産の管理）

本会議所の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会で定める。

### 第50条（事業計画及び収支予算）

本会議所の事業計画及び収支予算については、各事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の議決を得て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## 第11章 定款の変更

### 第51条（変更の議決）

本定款を変更するときは、第26条第2項に規定する総会の決議がなければならない。ただし、公益法人認定法第11条第1項に規定する事項については行政庁の認定を受けなければならない。

2. 前項の変更を行った場合には、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、第55条の規定はこれを変更することができない。

### 第52条（合併等）

本会議所は、総正会員の過半数であつて、総正会員の3分の2以上の議決により、他の「一般社団、財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることが出来る。

2. 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

### 第53条（変更定款の提出）

本定款を変更した場合には、直ちに変更定款を社団法人日本青年会議所会頭へ提出するものとする。

## 第12章 解散及び残余財産の処分

#### 第54条（解散）

本会議所は、次の事由により解散する。

- （1）第26条第2項に規定する総会による解散の決議があったとき
- （2）正会員が欠けたとき
- （3）合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る）
- （4）破産手続開始の決定
- （5）裁判所による解散命令があったとき

#### 第55条（公益目的取得財産残額の処分）

公益認定の取消処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人であるときを除く）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内にこの法人と類似の事業を目的とする公益社団法人に贈与しなければならない。

#### 第56条（剰余金の処分制限）

本会議所は正会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることは出来ない。

2. 正会員その他に剰余金の分配をする総会の決議は無効とする。

#### 第57条（残余財産の帰属）

本会議所が解散により清算をする場合において有する残余財産は、第26条第1項に規定する総会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益社団法人に帰属させるものとする。

### 第13章 情報開示及び個人情報保護

#### 第58条（書類等の備置き）

本会議所は、次の各号に掲げる書類等を主たる事務所に備え置かなければならない。

- （1）定款
- （2）正会員名簿
- （3）総会の議事録
- （4）理事会の議事録
- （5）会計帳簿
- （6）事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
- （7）各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
- （8）財産目録
- （9）役員名簿
- （10）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- （11）その他法令で定めるもの

2. 書類等の備置き期間並びに閲覧については法令の定めによるほか、理事会の決議により定めた規程による。

#### 第59条（公告）

本会議所の公告は電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

#### 第60条（個人情報の保護）

本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により定める。

### 第14章 雑則

#### 第61条（規程及び細則）

本会議所は、その運営のため、次に掲げる規程を社団法人日本青年会議所の定款、諸規程及び諸細則並びに本定款に抵触しない範囲において定めなければならない。

- (1) 公益社団法人鎌倉青年会議所運営規程
- (2) 公益社団法人鎌倉青年会議所役員選任の方法に関する規程
- (3) 公益社団法人鎌倉青年会議所会員資格規程
- (4) 公益社団法人鎌倉青年会議所休会規程
- (5) 公益社団法人鎌倉青年会議所経理規程
- (6) 公益社団法人鎌倉青年会議所慶弔規程
- (7) 公益社団法人鎌倉青年会議所文書管理規程
- (8) 公益社団法人鎌倉青年会議所倉庫管理規程
- (9) その他特に重要な規程

#### 第62条（理事会への委任）

本定款に定めるもののほか、本会議所の施行に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号、以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、宮本泰三とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。